

発行所

山武郡横芝町横芝636番地

横芝町役場

電話 04798-2-1111代

郵便番号 289-17

横芝町の人口と世帯

<1月1日現在>

人口 12,856 (+48)

男 6,222 (+27)

女 6,634 (+21)

世帯数 3,157 (+18)

()内は前月比



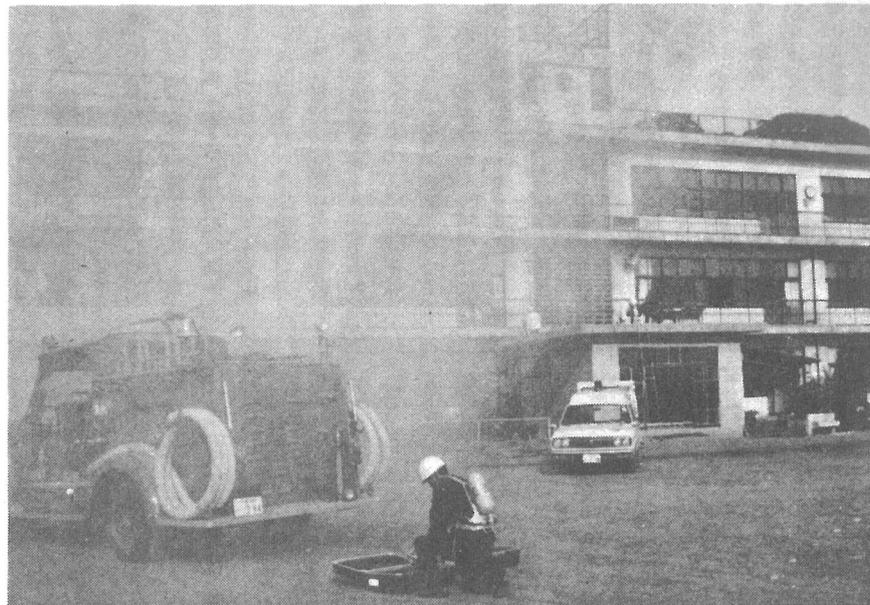
広報

横芝

新春の消防出初式

精鋭二百余名が参加

新春を飾る町消防団出初式は、一月八日横芝中学校校庭に県、消防署、近隣市町村等の来賓多数をお迎えして行われました。今回は、オイルショックという異例の社会情勢のため出初式の見どころであった放水試験はとりやめられました。この日、寒風をついて参加した団員は、本部分団以下十四分団、横中少年消防隊及び八



消火と救出の模範演技を行う消防士

日市場市外三町消防組合横芝分署等の精鋭二百余名が校庭には消防自動車、小型動力ポンプなど三十数台が整然と配置され、来賓など多数の見まもるなかで、人員服装点検、機械器具点検などの通常点検が行われました。このあと小型動力ポンプ、四輪自動車ポンプの操法があり、更に第九分団二部、本部分団二部による模範操法が行われました。続いて、消防組合消防署の職員によって実戦さながらの模範演技が行われました。

噴煙のため逃げ場を失って三階にのこされた居住者を発見し救助用ロープを使ってこの救助に当る。一方消火班は、空気呼吸機を身につけ各階消火に当り、事故者なく救出消火を終りました。町消防団、来賓一同は十分に訓練された消防署職員の演技を真剣な面持で観察していました。また表彰式では、永年消防団員として職務に精励された者、消防活動協力者などに表彰状が贈られました。続いて、町長の式辞、来賓の祝辞をいただき出初式を閉じました。尚、今回消防事業に協力され表彰を受けられた方々の御芳名は本紙第三面にあります。

心身共に健康な国民に

二〇一名の新成人

例年明治神宮を詣うて行つて来ました成人式も、今年は町中央公民館を会場に、一月十五日成人を迎えた二〇一名を招待して盛大に行われました。

式は、十時三〇分に渡辺教育長の開式のことばで始まり、町長の式辞、友納千葉県知事のメッセージ、来賓の方々のお祝いのことばをいただき、このあと成人を代表して東町の桜井孝雄君が「私達は勤労と責任を重んじ、自主的精神に

満ちた心身共に健康な国民となることを誓います。」という力強い誓いの言葉があり更に東町の片岡洋子さんから「今日のように私達のために、町長さんを始め各役職員の皆さんから、このような盛大な式典を催され数々の激励祝福を受け感謝に堪えません。私達はこの感激を忘れることなく、お互いに手をとりあつて明るい民主社会の建設に努力して参ります。どうぞ末長く御指導下さいませよう御願ひ申し上げます」という御礼のことばがあつて式典が終了しました。午後からは、野末陳平先生を招いて記念講演が行われました。

議会だより

一般・特別会計など
補正予算を可決

十二月定例会

昨年、暮もおしせまつた十二月十九日、横芝町議会定例会が招集され、会期を三日間と決め、会議は十九・二十一日の両日にわたって開催されました。

この議会に提出された案件は、一般会計、特別会計の補正予算案、人事院勧告による給与改訂に基づく一般職の給与改訂案、これに伴う特別職議員の報酬の引上案など十四議案、それと昭和四十七年度の各会計決算の認定案五件などで、それぞれ慎重審議の結果各案件とも可決、承認されました。

なお、一般質問では、新東京国際空港建設に付随した町の産業開発、燃料危機から発した経済緊急状況下における町の対応策、海の子供の国開設に伴う地域住民の利益性、町税の収納状況、町の環境整備問題、総武本線電化に伴う町の発展策、米年度における学校給食費、有線使用料、し尿、ゴミ処理料金など公共料金の見直し、教育施設建設の進捗状況、町長が示した四十七年度施政方針における行政効果、予算執行上の事務処理状況等々、広範にわたって、くりひろげられました。

一般会計では
三千百万円を補正

歳入歳出ともに三千一四八万円千円が追加され、予算総額は七億九千九百九十二万二千円となりました。歳出の内容は、主に人事院勧告に伴う人件費の計上で、そのほか経常費、事業費などの不足分が計上されています。各款別の計上額は次のとおりです。

議会費	二〇二万六千円
総務費	一、八五五万円
民生費	七三一万七千円
衛生費	四四〇万円
農林水産費	五五三万九千円
土木費	△一、八四三万三千円
消防費	四二五万五千円
教育費	六九九万七千円
災害復旧費	八三万三千円
註・土木費の減額は町営住宅の建設を県営住宅に変更したもの	

昭和四十七年度
各会計決算承認さる

昭和四十七年度一般会計および特別会計の決算は、次のとおり認定されました。(詳細は前号を参照下さい)

一般会計

予算額 八九八、三六七、〇〇〇円
収入額 七八一、九一〇、一三三円
支出額 七四九、九九一、三五七円
差引残高 三一、九一八、七五五円

国保会計

予算額 一四八、一五八、〇〇〇円
収入額 一四一、九一五、四五四円
支出額 一三二、五三五、一九二円
差引残高 九、三八〇、二六二円

有線会計

予算額 一八、三二九、〇〇〇円
収入額 一八、八三八、二四六円
支出額 一七、七三九、四四六円
差引残高 一、〇九八、八〇〇円

老人ホーム会計

予算額 一九、九一五、〇〇〇円
収入額 二〇、八七四、六七五円
支出額 一九、七七〇、九九八円
差引残高 一、一〇三、六七七円

国民保養センター会計

予算額 七、七八一、〇〇〇円
収入額 八、六二三、〇五八円

固定資産評価審査委員に
実川一氏を再任

支出額 七、四五二、〇四三元
差引残高 一、一七一、〇一五円

固定資産評価審査委員の任期満了に伴い議会の同意を求めた結果実川一氏(於幾六七八)が再任されました。なお、このほか次のような議案でした。

▽専決処分承認を求めることについて(一般会計の補正予算の追加を行ったもので、自動車事故損害賠償額を計上したもの)
▽専決処分の承認を求めることについて(横芝上町大島地先の県営住宅建設用地の埋立工事費の債務負担行為限度額一六〇〇万円を二三〇〇万円に改めるもの)

▽千葉県自治センターの設置に関する協議について(県内各市町村職員的能力開発、効率的活用、各種行政施策の調査研究を図り市町村行政の近代化に資するため、共同して自治センターを設けるための規約を定めるもの)

▽千葉県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定協議について(略)

▽議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について(特別職報酬審議会の答申に基づき、議会議員の報酬を引上げるもの)

▽特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例制定について(同じく町三役の給与を引上げるもの)

▽横芝町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例制定について(同じく教育長の給与を引上げるもの)

▽一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について(人事院勧告に基づく給与改訂に準じて町一般職員の給与を引上げるもの)

▽職員の特殊勤務手当に関する条例制定について(職員の夜間勤務手当を引上げるもの)

▽町の区域内の大字及び字区域の変更について(松尾町本柏地域の圃場整備事業の実施に伴って本町と松尾町の区域を変更するもの)

陸・海・空
自衛官募集

児童手当

支給範囲広がる
義務教育終了まで

児童の健全な育成を推進するため、昭和四十七年一月から児童手当が実施されました。この法律では第三子以降の児童について四十八年までは経過措置として年令制限をしていましたが、この措置の期限が経過したため四十九年四月からは年令の制限がなくなりまし

◎児童手当の支給及び額

三人以上の児童のうち、出生順にかぞえて三人目以降の児童で義務教育終了前のもの一人につき、月額三千円が毎年二月、六月、十月に前月までの四ヶ月分をまとめて支給されます。

◎受給手続きは

児童手当をはじめて受けようとする方は児童手当認定請求書を、すでに受給しており、更に対象児童がふえた場合は、児童手当額改定請求書を役場福祉保健課に提出して下さい。なお、公務員や三公社に勤めている方は勤務先に申し出て下さい。

◎経過措置後の受給対象

①日本国民であり国内に住所があること。

②十八才未満児を三人以上養育しており、そのうち一人以上が義務教育終了前の児童であること
養育者の前年の所得が一定額

入学祝金は三千元
受付は二月末日まで

児童入学祝金制度が昭和四十七年から発足しましたが、今年も、児童手当の対象児童のうち、小学校に新入学する児童がある場合には県から三〇〇〇円の児童入学祝

また、この児童入学祝金を受けるとは、二月末日までに住所地の市町村役場に届出をしなければなりません。横芝町ではこの受付は福祉保健課で行っています。

公務員・三公社の方は

公務員並に三公社の方で児童入学祝金の対象となる方も住所地の市町村から支給されますから、児童入学祝金届書を市町村へ提出して下さい。

くわしくは役場福祉保健課福祉係にお問い合わせください。

たばこは町で
買いましょう



税に関する
無料相談

二月二十五日午前十時から午後四時まで東金市中央公民館で行います。

主催 東京地方税理士会千葉県支部
東金支部

永年消防事業に精励された方、

又消防活動協力者が県知事、町長、団長等から表彰されました。

千葉県知事功労章 加瀬利定(木戸台) 平山和夫(北清水) 千葉県

知事功労章 小柳美喜男(南川岸) 井上敏雄(両国) 鈴木義二(谷台)

大木撰一(本町) 助川忠(上町) 千葉県消防協会功労章 五木田誠

(桜前) 三木茂(道貫) 同精勤章 西谷金平(姥山) 小倉昉(上町)

行木光一(鳥喰新田) 鈴木滋明 (栗山) 伊藤博夫(長倉) 山武支

庁長表彰 小高謙次(道貫) 宇井定雄(東町) 関晃治(本町) 川島

仁一(北清水) 太智雄三(鳥喰上) 鈴木文雄(古川)

県消防協会山武支 部長功労章 実川辰雄(立会) 伊

藤勲(南川岸) 山本尊士(三島) 同精勤章 若梅元男(栗山) 早川

佐京(宮前) 伊藤静夫(於幾) 吉岡敏幸(町原) 斉藤吉弘(鳥喰上)

町長表彰(十五年無火災) 13分団 2部 姥山 同感謝状(消防施設

協力者) 早川力二ほか八名 消防団長表彰(優良分団) 本部分

団一部(上塚) 九分団二部(古川) 一分団二部(牛熊) 同特別功

章 御死俊雄(鳥喰沼) 押尾繁男 (上町) 宇井秀一(南川岸) 川野

忠男(新島) 芹川広(北清水) 若梅和正(栗山) 高宮昭(東町) 実

川慶彦(両国新田) 宇井誉(木戸

表

台) 実川道夫(寺方) 鈴木行雄

(中台) 同功労章 堀越実(遠山) 齊藤博(上町) 菅沢芳男(町原)

小川浩(立合) 海保雅男(立会) 早川進(南川岸) 早川勲(南川岸)

浅野公一(三本松) 萩原哲郎(屋形荒場) 川島勉(新島) 伊藤仁

(東) 斉藤元幸(新青) 秋葉勲 (西) 中根徳松(栗山) 市原義夫

(鳥喰下) 八角松雄(鳥喰上) 行木武夫(鳥喰新田) 鈴木清(沼)

小川誠(東町) 椎名紀夫(東町) 真行寺恒夫(本町) 林昌明(上町)

神保量一(小堤) 桜井勝利(於幾) 実川孝雄(坂田) 柳橋璋宙(長倉)

土屋守(姥山) 鈴木勲(中台) 勝田

正雄(牛熊) 同感謝状(内助の功)

四分団長婦人平山広子十一分団長 婦人加瀬もと

消防活動協力者感謝状 立会区、立会婦人会、荒川スミ子(本町)



年金あれこれ

改正された国民年金

国民年金制度が発足して、いわゆる皆年金時代にはいつてから、十四年になります。

この間、着々と制度の改善が行われてきましたが、近年急速な高齢化現象により、老後の不安は国民の関心事となり、なかでも年金制度は老後保障の柱として、国民各層から大きな期待が寄せられており、その改善は内政上最優先の課題の一つとされています。

今回の国民年金法の改正は、これにこたえて次の財政再計算期である昭和五十年を待たないで改善をしたものですが、改正の中心はなんとといっても、年金額を大幅に引き上げ、今日の社会における老後保障にふさわしい年金水準を実現し、さらに物価変動に應ずる年金額の実質価値維持のための自動スライド制を導入したことです。

年金額の引き上げは、厚生年金と同程度の水準が確保され、年金額の水準として、二十五年加入のばあいの年金額が附加年金をふくめて夫婦月額五万円に引き上げられました。

現在国民年金で、すでに支給さ

れている十年年金は、二・五倍に昭和五十年二月から支給される五年年金は、三・二倍にそれぞれ引き上げられました。

年金額の引き上げのほか、今回の改正では、高齢者に再び五年年金への加入の途を開いたこと、未納保険料の特例納付の再開、また老齢特別給付金の創設など「できるだけ多くの人が年金を受けられるように」という配慮がされています。福祉年金も改善され、老齢福祉年金は月一、七〇〇円、障害福祉年金は月二、五〇〇円、母子・準母子福祉年金は二、二〇〇円増額されました。また、所得による支給制限も大幅に緩和されました。

この改正によって、国民年金は先進諸国にくらべて、もしよくない水準になり、これからますます充実した制度になっていきます。

国民年金が老後保障の中心となる日は、遠い先のことではなく、すぐ目の前にきているといえるでしょう。

マイホームづくり 住宅資金貸付制度

自分で住むための住宅を建てた

り改築したり、建売住宅などを購入するための、いわゆる住宅資金の貸付制度が新しく設けられました。

この年金を借りられるのは、国民年金の加入者であること。またこの加入（被保険者）期間が五年以上であって、この資金の貸出しを申込んだ時から過去二年間の保険料がきちんとならぬ人である、それに本人に収入があることとされ、その収入は貸付金の初回返済額の五倍以上ということになっています。（約三万五千六百円の見込み）

貸出される金額は五十万円で返済期間は十年の元金均等返済で、利率は年に六分二厘（六・二パーセント）となっています。申込みは、住宅金融公庫の窓口で行なわれます。

未納保険料の特例納付が認められます

国民年金では、老齢年金を受けるためには一般に二十五年（昭和五十年四月一日までに生まれた人は年齢に応じて二十四年から十年に短縮されています。）という期間が必要ですが、過去に保険料を納めなかった期間があると、年金を受けるために必要な期間を満たせなくなりますが、

保険料は納期から二年たちます

と時効によって納められなくなりその期間は未納期間となります。そこで、今回の改正で過去の未納期間分について、今から納められる措置が設けられました。

◎納められる期間
昭和47年度（昭和四十八年三月）

以前の分の強制加入被保険者としての保険料未納期間のうち、時効消滅した期間
◎保険料
未納期間一カ月について九百円

◎納める期間
昭和四十九年一月から昭和五十年十二月末日（その前に六十五才になる人は、その前日）までの二年間

五年年金加入の途 再び開かる

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた人で、国民年金制度発足当時十年年金に、そして昭和四十五年に開かれた五年年金にも加入しなかったため、将来提出制の老齢年金に結びつかない人も少なくありません。そこで、今回の改正でも一度五年年金への加入の機会が与えられることになりました。

◎加入できる人
①明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた人
②他の年金制度に加入していない

こと
◎国民年金や他の公的年金の老令（通算老令）年金を受けていないし、受ける資格もないこと。

◎加入の申し出
昭和49年3月31日までです。

◎保険料
保険料は、一カ月九〇〇円です。昭和45年6月分から加入申し出の前月までの保険料は、昭和50年6月30日までに納め、加入申し出以後の保険料を合わせて五年間保険料を納めることとなります。

◎年金額
月額八、〇〇〇円、昭和50年6月で65才をこえる人は昭和50年7月から支給され、昭和50年7月以降に65才になる人は65才に達した月の翌月から支給されます。

一位に十万円 年金の歌募集

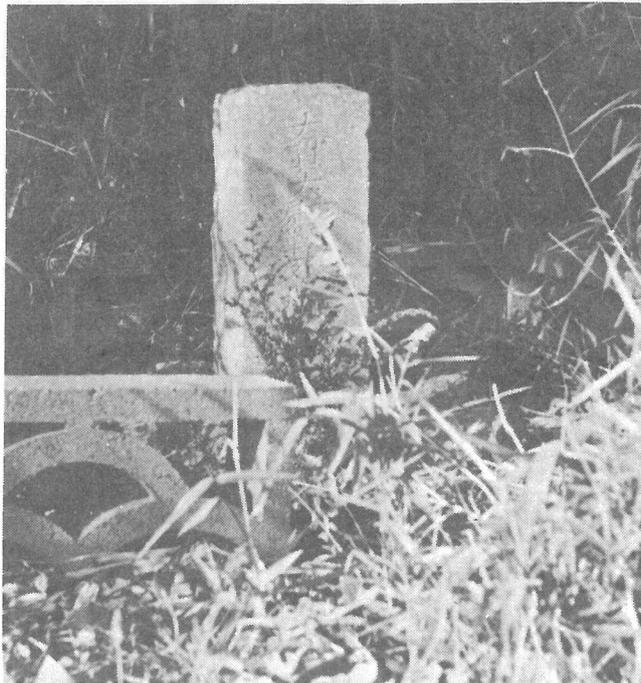
①国民年金をテーマにした歌詩

②歌詩の長さは五行から六行を一節として三節ないし四節程度
④送り先 東京都千代田区平河町二の七の五砂防会館、社団法人日本年金協会 国民年金の歌募集係
⑤賞金ならびに副賞として一位に厚生大臣賞と十万円、その他二位三位には賞金・副賞、佳作五篇にもそれぞれ賞金あり、〆切は49年3月末日となっています。

③国民年金をテーマにした歌詩

横芝の碑 (その十六)

大貫大尉追悼の碑



上塚保育所の前を新島方面に向
って往きますと、やがてこの道は
丁字路になり、右に曲ると、すぐ
旧上塚農協で、左に曲ると蓮沼村
に通じています。この手前右側の
道端に高さ五十程の道標の様な
石柱が建っています。雑草に囲ま
れていますので、よく注意しない
と見落してしまいそうな簡粗な石
ですが、これは太平洋戦争中、本

土攻防の空中戦で、練習機の一隊
を率いて敵の艦載機と交戦し、全
機玉砕した大貫隊長の戦没追悼碑
なのです。

太平洋戦争も「本土決戦」と豪
語する軍首脳部の掛声も空しく、
敗戦の色も次第に濃くなってきた
昭和二十年二月十六日、九十九里
海岸から来襲した敵の艦載機約百
機は、干潟の飛行場に攻撃を加え

て鹿島灘方面に脱去して行きまし
たが、その中の十数機は分散して
横芝飛行場にも攻撃しかけて来た
のです。

横芝飛行場は、栗山と北清水の
地域に跨っていました。栗山に
は落下傘部隊の基地もありました
ので、これを援護する戦斗機隊と
海軍の練習機隊等が駐屯していま
した。

すでに幾度かB29等の空襲で苦
い経験を持っていましたので、虎
の子の様に残り少ない戦斗機は、飛
行場から遙かに離れた林の中等に
待避させて、飛行場の哨戒は赤ト
ンボと呼ばれた布張りの練習機が
その任務に就いていたということ
です。

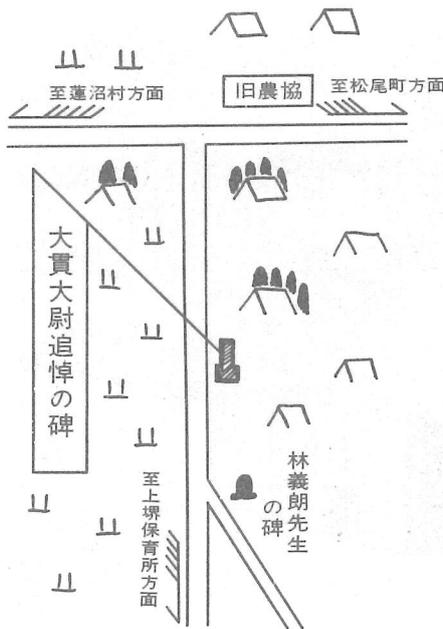
その日も何機かの練習機は気休
めのような迷彩を施した翼を広げ
て哨戒に当たっていましたが、艦載
機の来襲という予想もしなかった
事態に遭遇した飛行場では、余り

にも突然のことで、林の中の戦斗
機を引き出す暇もなく、丸裸に等
しい練習機がこの敵機を迎え撃つ
たのです。武器としては飛行士が
腰に提げた拳銃が一丁だけ、止む
なく敵機の後尾に廻って敵の飛行
士を脅かして操縦を狂わせるか、
体当たり以外の方法はなく、しかも
敵の機銃弾を潜り、また上昇が後
手にまわった等の悪条件の中のこ
とですから、この戦斗の惨情は言
語に絶するものがあり、次々と敵
機の餌食となってしまったのです。

その中の隊長機と思われる一機は
最後まで敵機に喰いついて執拗な
抵抗を続けていましたが、遂に燃
料タンクを撃ち抜かれて火達磨に
なって落下する愛機から、辛うじ
て落下傘で脱出した飛行士は、脱
出の際既に長靴の中にガソリンが
流れ込んだらしく、足元の辺りか
ら火を吹き始め、これが軍衣か
ら落下傘にまで炎え移り、飛行士

にも突然のことで、林の中の戦斗
機を引き出す暇もなく、丸裸に等
しい練習機がこの敵機を迎え撃つ
たのです。武器としては飛行士が
腰に提げた拳銃が一丁だけ、止む
なく敵機の後尾に廻って敵の飛行
士を脅かして操縦を狂わせるか、
体当たり以外の方法はなく、しかも
敵の機銃弾を潜り、また上昇が後
手にまわった等の悪条件の中のこ
とですから、この戦斗の惨情は言
語に絶するものがあり、次々と敵
機の餌食となってしまったのです。

この戦斗には、大貫大尉の外、
日本軍人五柱、アメリカ軍人一柱
が、それぞれ祖国の礎として散華
されており、そのことは、
本シリーズその八、英風永存で御
紹介申上げてありますので御参照
下さい。



は飛礫の様な速度で新島の三島附
近に落下して来たのです。
手に汗を握って、この悲壮な戦
斗を凝視していた人々が飛行士を
援けようとして馳け寄った時、飛
行服は殆んど焼け焦げて、残って
いる部分には無数の弾痕が貫いて
いるという壮烈なものでしたが、
馳け寄った人々に「日本航空隊オ
オヌキ」と言い残して冥目した
ということでした。

この遺体は、一度軍隊が収容し
て遺族の方に引き渡されたのです
が、其後遺族の方がこの地を訪れ
て、「追悼の石を建立したい」と
いう話を聞いた地主の伊藤秀哉さ
んは、進んで用地提供を申出で碑
建立に協力された、というもので
す。

写真は、その追悼碑で「大貫大
尉戦死之地」と刻まれ、周囲はブ
ロックで簡粗に囲まれていました。
数年前は碑だけだった様に記憶し
ています。或いは心ある人の心づ
くしでしょうか。

(本稿取材に当り、近くの押尾栄
一氏の御協力をいただきました)
(給食センター小沢所長寄稿)

(本稿取材に当り、近くの押尾栄
一氏の御協力をいただきました)
(給食センター小沢所長寄稿)

税の申告と納税は

お早めに

三月十五日で締切り

ことしも所得税の確定申告と納税の時期が近づいてまいりました。確定申告書の提出期限は、ご存知のとおり二月十六日から三月十五日までの間ですが、期限間近になりますと窓口が非常に混雑いたしますので、相談をされる方は早めに税務署へおいで下さい。

なお、申告に際しては次のことに注意して下さい。

◎確定申告用紙は、税務署から送られたものを使用下さい。

税務署から送られた用紙には、予定納税額や、事務整理のための表示などが記入されています。他

の用紙を使いますと、間違いが起りやすく、お互に余分な手数料がかかりますので、税務署から用紙を送られた方は、必ずその用紙を使って申告して下さい。

◎勤務先は納税地になりません

会社の役員や会社員の方で勤務先の所在地を納税地として誤って申告している例があります。勤務先を納税地とすることは認められませんので、申告書は必ず住所地(居住地)の所轄税務署へ提出して下さい。

◎「地方税」欄の記入をお忘れなく

納税者の手数をはぶくため所得税の確定申告書を提出した場合には、住民税や事業税の申告は要しないことになっています。このため確定申告書を作成する時は、申告書一面の「四十九年一月一日の住所」欄と「◎住民税・事業税に関する事項」欄を必ず記入して下さい。

建設のあゆみ

1月～2月

着工及び工事中の事業

- ①特別県営住宅新築工事 20戸
- ②大総小学校防音改築工事 1,719.55㎡
- ③排水整備工事 栗山地先 252.4 m

期日 二月十四日午後一時三十分から四時まで

場所 横芝町中央公民館

申告書の提出と納付のご便宜を図るために次の日程により納税相談を行いますから、ぜひその日においで願います。申告を済ませたいと思います。

期日 三月五日午前十時三十分から午後三時まで

場所 横芝町役場会議室



療育手帳制度を

利用下さい

昨年十月から精神薄弱者を対象に療育手帳の交付が行われていました。この制度では、手帳を交付することによって、精神薄弱者に対する一貫した指導、相談を行うとともに、これらの精神薄弱者に対する各種の援助措置を受け易くするために行われるものです。

この制度の対象となる者は、児童相談所または、精神薄弱者更生相談所で精神薄弱者と判定されたものです。この手帳の交付を受けますと、重度心身障害者には自己負担金について、医療費の全額給

横芝俳壇

横芝句会一例会

初風や小紋の如き湖の色
木下石果子
きもの着て下駄復いて老の御元旦
伊藤 保人

土屋 栗水
療養に余生の春を迎へけり
古谷 紅雲

曲りつつ流るる川や初明り
石川 奇水
千里走す虎の初夢老枕
三枝 句城

富岳より扶桑新たや初西
齊藤ちくろ
栗山川満ち来る光り初明り

老いるなど親しさの増す賀状かな
大木 由記
二月例会予告

きざはしをふみしめ乍ら初詣
千島 すみ
兼題 旧正月・黄梅

日時 二月十日(日)
兼題 旧正月・黄梅

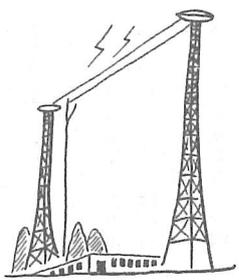
無線技士

講習会開催

電話級アマチュア無線技士講習会が次の要領で開かれます。

この講習会は、郵政大臣に認定された養成課程で、郵政省令で定められている時間の講義を行った後で修了試験を実施いたします。

期日 4月14・21・28・29日5月



3・5・6・12日の八日間
時間 9時から17時まで

場所 八日市場市公民館二階第一講座室

定員 50名

受講料 五千円(教科書代別)

申込先 八日市場市国保病院事務室
TEL 04797(2) 1525

主催 日本アマチュア無線連盟